

こうれいしゃ しょう しゃ ぎゃくたい ふせ
「高齢者・障がい者」虐待を防ごう！

それ、**虐待**です。

身体的虐待

- ・無理やり食事を口に入れる。
- ・体を押さえつける、ベッドに縛りつける。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる。
- ・意図的に無視する。
- ・呼び捨て、あだ名などと呼ぶ。

**心当たりは
ありませんか？**

性的虐待

- ・わいせつな言葉をかける。
- ・下半身を裸にして放置する。
- ・他の人から見える場所で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。

放棄・放任（ネグレクト）

- ・あまり入浴をさせない、必要なタイミングで着替えをさせない。
- ・食事を提供する必要があるにも関わらず食事を与えない。
- ・健康を害するような住環境で生活させる。

「虐待かも…」と感じたら、**通報・相談**してください。

厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ

電話：046-225-2939 (8:30～17:15)

F A X：046-225-3036

(休日及び時間外：厚木市役所代表番号 電話：046-223-1511)

★生命に危険がある虐待通報等については、警察（110 番）へ至急ご連絡ください。

★連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

★厚木市権利擁護センターでは、成年後見に関するご相談も受付しています。高齢者・障がい者の権利侵害を防ぐために、ご協力をお願いします。

発行元 厚木市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク

事務局 厚木市市民福祉部 福祉総合支援課（電話 046-225-2222）、障がい福祉課（電話 046-225-2225）